

議員提出議案第2号

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年12月19日

沖縄県議会議長 中川京貴 殿

提出者	花城大輔
	山内末子
	仲宗根 悟
	上原 章
	渡久地 修
	当山勝利
	當間盛夫

理 由

沖縄県の一般職の職員の期末手当の支給割合が改定されること等に鑑み、議員の期末手当の支給割合を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

**第2条** 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条による改正前の沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。